レンタル約款

第1条(総則)

- 1、建設機械レンタル基本約款(以下【本契約】という。)は賃借人を甲、賃貸人を乙と し双方の契約関係について、その基本的事項を定める。
- 2、乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて動産賃貸借及びこれに基づくサービス (以下、動産賃貸借及びこれに基づくサービス(以下、動産賃貸借及びサービスを総 称して「レンタル」という)を提供する。

第2条(個別契約)

- 1、物件毎のレンタル契約(以下【個別契約】という。)は甲及び乙が本契約に基づいて行う。
- 2、甲は、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等の必要な事項を明確にして申し込み、乙がこれを承諾することによって個別契約は成立する。
- 3、個別契約において本約款と異なる事項を定めたときは、それが本約款に優先する。
- 4、個別契約に関する取り決め事項は、事前に甲及び乙が協議のうえで決定する。

第3条 (レンタル期間)

- 1、レンタル期間は、貸出日(レンタル開始日)から返却日(レンタル終了日)までとする。
- 2、使用日数は原則として貸出日より返納を似て計算する。
- 3、個別契約に定めたレンタル期間の短縮又は延長については、乙の承諾を必要とする。

第4条 (レンタル料)

- 1、レンタル料とは、基本的に物件の「賃貸借料」をいう。また甲は別途、物件に対する「基本管理料」及び「補償料」を乙に支払わねばならない。
- 2、レンタル期間中において、物件の使用しない期間又は使用できない期間があったとしても、事由の如何を問わず、甲は乙に対し当該機関のレンタル料金を支払わなければならない。

第5条(基本管理料)

甲は、物件の引き渡し時に、現場において速やかに且つ安全に使用できる状態にするために、

乙が行う点検及び作業費用として別途乙に支払う。

第6条(補償料)

補償料とはレンタル期間中の物件が破損、盗難の不慮の事故に遭遇した場合に甲の負担を 軽減する制度に加入しその適用を受けるための費用をいう。ただし、あらかじめ補償対象 外と規定している 場合は、補償料支払いの如何にかかわらず適用はしない。

第7条(保証金)

乙は、本約款に基づく甲の債務履行を担保するため、甲に対し保証金を要求することができる。甲は、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を乙に預託する。

第8条(物件の引渡し・保守・管理・月次点検)

- 1、甲は物件の引渡しから返却完了までは、管理者として正常な状態を維持管理しなければならない。
- 2、月次点検及び自主点検などを必要とする物件については、甲の責任とする。

3、物件の引渡しにかかる搬入の運搬費は甲の負担とする。

第9条(物件使用資格)

- 1、甲は、操作・使用に資格が必要な物件は有資格者が行わなければならない。
- 2、甲が無資格で操作・使用し、事故が発生した場合乙は、一切の責任を負わない。

第10条 (通知義務)

- 1、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に速やかに連絡すると同時に書面でも通知する。
 - (1) レンタル期間中の物件について盗難、滅失或いは毀損が生じたとき
 - (2) 住所を移転したとき
 - (3) 代表者を変更したとき
 - (4) 事業の内容に重要な変更があったとき
 - (5) レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき
 - (6) 物件の事故・物件に損傷を与えたとき
- 2、物件について第三者が乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は自己の責任と 負担で、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を書面で乙に通知する。

第11条 (契約の終了と物件の返還)

- 1、個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。乙は物件の返還を受けると同時に甲に受領書を交付する。
- 2、返還に伴う運搬費及び物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 3、物件の返還は、甲乙双方の立ち合いのうえ行うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 4、物件の返還は貸し出し時の状態での返還とする。返還時に毀損、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において現状に復するか、または甲はその費用(修理費、清掃費等を)を乙に支払う。

第12条(補則)

本約款および個別契約に定めなき事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。